

ひとり親世帯臨時特別給付金再支給に係る 令和2(2020)年度函館市一般会計補正予算の専決処分 【新型コロナウイルス感染症緊急対策関連】

1 専決処分の内容

国の第2次補正により実施されている「ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給(基本給付)について、令和2年12月11日に国の予備費を活用して再支給されることが閣議決定され、年内支給の要請などを踏まえ、一般会計予算の補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するもの。

2 令和2(2020)年度函館市一般会計補正予算(第8号)の概要

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	備 考
民 生 費	55,530,451	368,650	55,899,101	ひとり親世帯臨時特別給付金 給付事業関係経費 (322,000 → 690,650)
そ の 他	115,122,462		115,122,462	
歳出合計	170,652,913	368,650	171,021,563	
国庫支出金	61,024,668	368,650	61,393,318	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 (341,651 → 710,301)
そ の 他	109,628,245		109,628,245	
歳入合計	170,652,913	368,650	171,021,563	

3 専決処分日

令和2年12月15日(火)

4 ひとり親世帯臨時特別給付金再支給の概要

(1) 支給対象者

下記のいずれかに該当し、基本給付の支給を受けた方(申請不要)

- ① 児童扶養手当の支給を受けている方
- ② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

(2) 支 給 額

1世帯5万円(第2子以降1人につき3万円を加算)

(3) 支給スケジュール

- ・支給開始日までに支給対象者へ支給のお知らせを通知
- ・令和2年12月25日に支給開始予定